

第95号

令和5年1月1日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業  
公正取引協議会東京都文京区後楽2丁目3番28号  
K.I.S飯田橋2階  
TEL&FAX 03-5805-0250

# 公取協ニュース



## 年頭所感

消費者庁 表示対策課長  
南 雅晴



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

新型コロナウイルスは、感染者数増減の波を何度も繰り返しつつ、終息しないまま、令和5年という新たな年を迎えました。コロナ禍前において当たり前のように享受してきた健康な生活が、コロナ禍においては常に脅かされる状況となっています。このような中で、国民の健康志向は高まり、病気の早期発見や予防、健康の維持・増進に強い関心が集まるとともに、衛生検査の重要性が改めて強く認識されているのではないかと思われます。衛生検査所業に従事される貴協議会会員の皆様の御尽力なくしては、国民の健康な生活は維持し得ないと言っても過言ではないことから、引き続き、適切な衛生検査の提供により社会を支えていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

景品表示法は、昭和37年に施行されましたので、昨年は施行から60年という節目の年でした。平成26年の課徴金制度の導入等を内容とする法改正から相応の期間が経過したことや、デジタル化の進展等の社会情勢の変化を踏まえ、消費者庁では、昨年の3月から景品表示法検討会を開催し、消費者団体や有識者等にヒアリングを行い、一般消費者の利益を図る観点から必要な措置の検討を行いました。また、近年の消

費生活のデジタル化の進展により、デジタル広告市場は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビのマスメディア4媒体の広告市場規模を上回るなど、市場の拡大が著しい状況にあります。特に、SNS上で展開される広告において、その傾向が顕著となっていますので、広告主が自らの広告であることを隠したまま広告を出稿するなどのステルスマーケティングの問題がより一層顕在化しているといえます。一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為を規制する景品表示法の観点から、昨年はステルスマーケティングに関する検討会も開催し、必要な措置を検討しました。

貴協議会におかれましては、昭和59年の設立以来、40年近くの長きにわたり公正競争規約の厳正な運用を通じて、衛生検査所業における取引の適正化に努めていただきとともに、行政による景品表示法の円滑な運用にも寄与いただいております。改めて感謝申し上げますとともに、本年も引き続き、消費者庁における消費者行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

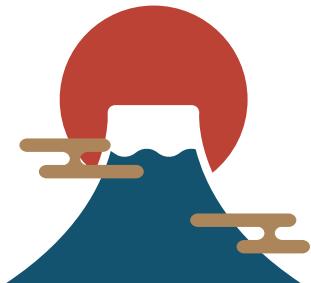
貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。

# 年頭所感



## 厳しい時代だからこそ 規約の完全遵守

衛生検査所業公正取引協議会  
会長 久川 芳三



新年あけましておめでとうございます。  
会員の皆様におかれましては、恭しく新年を  
迎えられたことと拝察いたします。

昨年も、終息の見通しがつかない新型コロナ  
ウイルス感染症の蔓延が続き、ついに第8波を  
数えることになりました。

コロナ禍で社会活動が停滞している最中、  
2月24日にロシアがウクライナに侵攻して戦  
争が起こりました。

その影響もあり原油・穀物価格等が上昇して  
世界経済に波及し、円安ドル高と相まって、電  
気料金・燃料費・製造加工品等々の価格上昇で、  
衛生検査所業界も大きな影響を受けています。

会員の皆様におかれましては、厳しい現状に  
も関わらず日本の良質な医療に貢献する矜持を持  
ち、検体検査の有用性・重要性を意識し、健  
康増進と疾病予防にご尽力いただいていること  
に改めて敬意を表す次第でございます。

社会的責任の大きい当業界であります。経済  
的な影響を受けて厳しいこの時代こそ、公正競  
争規約を遵守した営業活動を行ってください。

衛生検査所業公正競争規約は、公正な衛生検  
査市場を構築し、衛生検査所業界を発展させる  
ための営業活動基準として定められています。

おかげさまで、会員の皆様の近年の規約遵守  
活動により、大きな成果が目に見える形で表れ  
てきております。

今年は更に規約の完全遵守を達成するため  
に、なぜ規約が必要であるのか規約設定当時の  
原点に立ち返り、改めて全会員が規約を再認識  
し、公取協の合言葉を、規約違反を「しない」  
「させない」「許さない」、「皆で守る公正競争規  
約」として、従来の「認めない」を「許さない」  
に一段階引き上げて戒め、衛生検査所業の公正  
な競争・商慣習を確立して、社会に貢献し業界  
を発展させる決意を新たにしております。

医療の一翼を担う衛生検査所が、コンプライ  
アンスにおいて社会的責任を果たすためにも公  
正競争規約が完全に守られることが重要です。  
会員各位の一層のご協力・ご支援をお願い申し  
上げます。

この1年も、会員の皆様にとって実り多き年  
となりますように、また衛生検査所業界がます  
ます発展することを祈念して、年頭の挨拶とさ  
せていただきます。

## 規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものです。提供された情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

今回の調査では、規約に違反する疑いのある情報提供は5件ありました。

① 調査票の発送	令和4年9月1日（9月24日締め切り）
③ 調査対象	全国の会員94社（74社から回答）
⑤ 調査の結果	情報提供5件

今後、報告のあった景品類を提供した疑いのある行為については、各地区の調査委員が事実確認調査を行うことになります。会員の皆様は調査委員の調査にご協力ください。

## 公正競争規約研修会実施

令和4年度の公正競争規約研修会を、北海道地区協議会はリモート開催で11月4日に受講者34名、東北地区協議会は会場開催で11月11日に受講者71名で行いました。

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながらになると思われますが、今後も各地区協議会で研修会を企画しますので、是非受講いただければと存じます。

また、ホームページでのオンデマンド規約研修も検討しておりますので、ご期待ください。



東北地区協議会（於テンザホテル・仙台ステーション）

### 独占禁止法・景品表示法便り

#### ○ 事業者の団体と独占禁止法

カルテルや談合などの独占禁止法違反事件で多いのが事業者（企業）間の行為です。では○○協会、××組合、△△協議会といった業界団体（事業者団体）による違反の場合はどうでしょうか。この場合は、その事業者団体が処分を受けることになります。団体の支部による行為であっても違反となる場合があります。

医師、建築士など一定の資格を有する者の団体も事業者団体に当たり、過去には医療機関が独自に料金を設定（自由診療料金）できるインフルエンザの予防接種について、医師会で料金を決定していたことが違反とされたこともあります。

事業者団体の場合は、独占禁止法違反となる行為が広いのが特徴で、過去には、薬剤師の団体（薬剤師会）が、会員に新聞折り込み広告に一般用医薬品の販売価格を表示しないようにさせていた事件、社会保険労務士の団体が、会員に顧客の争奪を禁止していた事件、病院寝具の賃貸業者の団体が、新規開設病院向けの寝具の賃貸の取引予定者を会員に決定させていた事件、歯科用品の小売販売業者の団体が、メーカーに対し非会員による歯科用品の通信販売をやめさせていた事件、書籍雑誌の小売業者の団体が、会員の営業所の新設・移転を制限していた事件など様々な事件があります。談合関係では、これはちょっと勇ましい事件ですが、道路舗装業者の団体が、会員に対し談合に協力しない非会員に舗装に使用する材料を供給しないようにさせていたという事件があり、これなどは談合非協力のアウトサイダーに対する一種の兵糧攻めです。

当協議会も立派な事業者団体です。当協議会の規約では景品類の提供を制限していますが、これは会社にとって自由な営業手段・方法を規約で縛っていることになり、一般には独占禁止法に違反するおそれのあるものですが、公正競争規約については、規約の認定が取り消されたりしない限り、規約の運用機関である公正取引協議会が独占禁止法違反で処分を受けないという仕組みになっています。折角認められている公正競争規約、今後も会員皆さんで大事にしたいものです。

## 規約遵守 PR ポスター

公正競争規約遵守の広報ポスターを作成しました。月間大会やイベントなどに掲示します。会員宛にもお送りいたしましたので、規約遵守の意識向上のためにも社内掲示などお願いします。



### 訂正とお詫び

公取協ニュース第94号の新理事役員名簿で、早川理事の名前が間違っていました。正しくは「早川 吏 理事」です。訂正してお詫びいたします。

### 編集後記

昨年も新型コロナウイルス感染症が衰えず、2020年1月15日に初の国内感染者が確認されてから約3年間のマスク生活を強いられ、社会環境は大きく変動したままです。

3年は長いですね、中学生・高校生は同級生の素顔をほとんど見ないまま卒業になります。コロナ禍で社会が活性化できません。特に昨年は想定外の要因が重なって経済が大変なことになっています。

感染者増加で医療崩壊の懸念が言われていますが、感染患者を受け入れない一般の医療機関も受診患者の激減でやはり大変です。よって我が業界にとっても打撃です。

でも今年は大丈夫、2023年の干支は癸卯の年で、「癸」と「卯」の組み合わせから、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になるとされています。

だから大丈夫・・・皆で頑張れば大丈夫・・・(あ)

## Q & A

Q.

「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」では、オンラインサービスに伴うメンテナンス等の便益・労務の無償提供を不可としているが、新規項目や項目コードの変更などは日常的であり、有償は難しいのではないだろうか。

プログラム改修に伴う労務行為だけのために医療機関に出向き、それを無償で行ってはならないということか？

A.

運用基準はオンライン検査サービスに特化して公正競争規約上の考え方を明確にしたものであり、これまで便益・労務の無償提供は景品類に当たるとされています。

医療機関にとって必要なプログラム改修のために、検査会社が出向いて作業を行うことはコストが発生しており、無償で行うことは医療機関に対して経済上の利益（景品類）を提供していることになります。

プログラムの改修等は、医療機関が専門の業者に有償で依頼することも可能な作業もあります。

同様な行為で規約に制限されない例としては、以下のとおりです。

- ①目的が検査会社の業務効率のためであり、医療機関にとって特にメリットがない場合の作業。
- ②わざわざそのために医療機関に出向いたりするのではなく、たまたま営業で立ち寄った際に短時間で行える軽微な作業。
- ③医療機関とのオンライン検査サービスに関する有償契約書に保守やプログラム改修に関する内容が明確に含まれている場合の契約内の作業。